青森県立三沢航空科学館指定管理者募集要項

Ⅰ　要項の趣旨

地方自治法第２４４条の２第３項の規定に基づき、青森県立三沢航空科学館の管理を行わせるため、指定管理者を募集することとし、募集の実施に必要な事項を定めるものである。

Ⅱ　施設の概要

１　名称及び所在地

名　　称	所　　在　　地
青森県立三沢航空科学館	青森県三沢市大字三沢字北山１５８

２　設置目的

本県にかかわりのある航空機及び航空の歴史を紹介し、並びに科学に関する知識を普及することによって青少年が科学に対する理解と関心を深めるようにするため。

３　施設の業務

（１）航空及び科学に関する実物、模型、図書、映像記録、体験用装置等（以下「航空科学資料」という。）の収集、保管及び展示に関すること。
（２）航空科学資料の利用に関し必要な説明、助言及び指導に関すること。
（３）航空科学資料に関する調査研究に関すること。
（４）科学の実験及び工作に関する助言及び指導に関すること。
（５）航空及び科学に関する講習会、映写会その他の集会の開催に関すること。
（６）航空及び科学に関する情報の収集及び提供に関すること。
（７）その他青少年が科学に対する理解と関心を深めるようにするために必要な業務

４　施設の規模等

構　　造　　鉄骨・一部ＲＣ造
規　　模　　地上２階建て一部３階
延床面積　　10,840.65 ㎡（うち展示面積 6,511.495 ㎡）

５　主な展示装置等

（１）航空ゾーン　ＹＳ－１１ほか７展示装置
（２）科学ゾーン　風洞実験装置ほか１９展示装置、科学実験工房
（３）宇宙ゾーン　デジタル地球儀ほか９展示装置
（４）マルチメディアＡＶホール
（５）特別展示室、工作工房、ライブラリー、こどもスクエア、格納庫、休憩室、展望室
（６）ミュージアムショップ、ミュージアムカフェ

６　設　備

強電設備、弱電設備、給排水衛生設備、空気調和設備、昇降機設備

７　自動車

事務連絡等用ワゴン車

Ⅲ　管理の条件

１　施設の管理方針

（１）関係法令、条例及び規則を遵守し、青森県立三沢航空科学館の設置目的に沿った適正な管理運営を行うこと。

（２）県民が快適に施設等を利用できるよう、施設の設備及び物品の維持管理を適正に行うこと。

（３）青森県立三沢航空科学館の設置目的が効果的に実現されるよう、関係機関と連携協力を図り、利用の促進を図ること。

（４）指定管理者の業務を通じて取得した個人情報の取扱いについては、青森県個人情報保護条例に基づき適正に行うこと。

２　指定管理者が行う業務

指定管理者が行う青森県立三沢航空科学館の管理の業務（以下「指定管理業務」という。）は、次のとおりとする。なお、業務の執行は指定管理者が自ら行うことを原則とするが、部分的な業務については、県の承諾を得て専門の事業者に再委託することができるものとする。

（１）青森県立三沢航空科学館条例第二条に規定する業務

ア　航空及び科学に関する実物、模型、図書、映像記録、体験用装置等（以下「航空科学資料」という。）の収集、保管及び展示に関すること。

イ　航空科学資料の利用に関し必要な説明、助言及び指導に関すること。

ウ　航空科学資料に関する調査研究に関すること。

エ　科学の実験及び工作に関する助言及び指導に関すること。

オ　航空及び科学に関する講習会、映写会その他の集会の開催に関すること。

カ　航空及び科学に関する情報の収集及び提供に関すること。

キ　その他青少年が科学に対する理解と関心を深めるようにするために必要な業務

（２）青森県立三沢航空科学館規則第五条の規定による使用の制限等に関すること。

（３）青森県立三沢航空科学館の施設、設備等の維持管理に関すること。

（４）その他青森県立三沢航空科学館の管理に関し必要な業務

注）地方自治法の規定により知事のみが行うことができるとされている「使用料の督促、滞納処分等（地方自治法 231 条の 3)」、「不服申し立てに対する決定（同法第 244 条の 4)」、「行政財産の目的外使用許可（同法第 238 条の 4 第 7 項)」については、指定管理業務には含まれないものとする。

３　指定期間

令和８年４月１日から令和１３年３月３１日までの予定であるが、県議会の議決を経て確定する。

４　利用料金制

青森県立三沢航空科学館の施設（食堂施設及び売店施設を除く。）利用に係る料金（以下「利用料金」という。）は、指定管理者の収入とする。利用料金の額は、青森県立三沢航空科学館条例に定める額の範囲内で、あらかじめ知事の承認を得て、指定管理者が定めることができる。使用料金の額を変更する場合も同様とする。

また、指定管理者は、特別の理由があると認めたときは、知事の承認を受けて使用料金の全部又は一部を免除することができる。

青森県立三沢航空科学館条例

第三条　航空科学館の施設を使用する者は、別表に定める使用料を納入しなければならない。

２　特別の展示会その他の期間を定めた催しを観覧するため航空科学館の施設を使用する者は、知事が別に使用料の額を定めた場合には、当該使用料を納入しなければならない。

別表（第三条、第五条関係）

一　航空科学資料（規則で定めるものを除く。）の利用のための使用の場合

区分	金額（一回につき）
個人（十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日を経過した者に限る。）	七百円
団体（二十人以上のものに限る。）	一人につき六百円

５　県が指定管理者に支払う委託料

県は毎年度の予算の範囲内において、施設の管理に必要な経費を委託料として指定管理者に支払うこととし、その具体的な金額は申請時の事業計画書で提案された金額に基づき、指定管理者と県が協議の上協定で定める。指定管理料は、施設の管理に必要な経費（以下「指定管理経費」という。）から指定管理者の収入となる使用料金及び指定管理経費に充当する使用料金以外の収入（以下「使用料金以外の収入」という。）を差し引いた額とする。指定管理経費に充当できる補助金その他の収入（以下「補助金その他の収入」という。）が手当される場合は、指定管理者と県が協議の上、指定管理者は当該収入を使用料金以外の収入として予算に計上し、県は当該収入相当額を減額した指定管理料を予算に計上するものとする。この場合において、指定管理者は、補助金その他の収入を得るための所要の手続きを行うものとする。

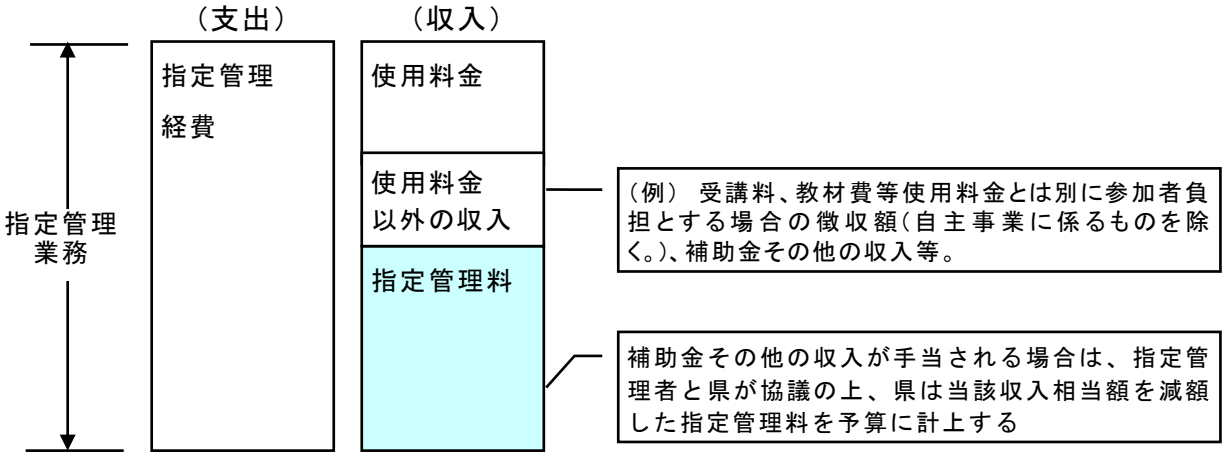

６　管理の基準等

指定管理業務に関する計画の策定及び実施、並びに青森県立三沢航空科学館の使用に当たっては、「青森県立三沢航空科学館指定管理業務基準書」を遵守するものとする。

７　使用料金の増収又は減収の場合の取扱い等

（１）使用料金の収入減や県の責めによらない管理経費の増等の要因による指定管理者の費用負担増のリスクについては、指定管理者の負担とし、県は指定管理料の増額はしないものとする。リスク負担の詳細については、指定管理者と県が協議の上、協定において定めるものとする。

（２）当該年度の使用料金収入目標額を上回る収入増が生じた場合は、当該目標を超えた額の３０％相当額を指定管理料から減額するものとする。この場合、県は、指定管理料から減額する額の一部を県が指示する補助金その他の収入から減額するよう指定管理者に指示できるものとする。

８　モニタリング

県は、指定管理者による施設の管理及び利用の状況等について点検・評価を行うものとし、その結果を公表するとともに、指定管理者に必要な指示、指導を行うものとする。

Ⅳ　申請の手続

１　応募資格

青森県立三沢航空科学館の指定管理者に係る申請を行う者は、次の資格等を有すること。

（１）法人その他の団体であること（法人格の有無は問わないが、個人では申請できない）。

（２）団体又はその代表者等が、次に該当しないこと。

ア　法律行為を行う能力を有しない者

イ　破産者で復権を得ない者

ウ　地方自治法施行令第１６７条の４第２項に規定する者

エ　青森県から指名停止措置を受けている者

オ　地方自治法第２４４条の２第１１項の規定により、本県又は他の地方公共団体から指定を取り消された者

カ　会社更生法、民事再生法等に基づく更生又は再生手続きを行っている者

キ　法人税、法人事業税、法人都道府県税、法人市町村税、消費税又は地方消費税を滞納している者

ク　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又はその利益となる活動を行う者

ケ　暴力団又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者の統制下にあると認められる者

（３）県内に主たる事務所を有する団体又は指定管理者に係る協定締結時までに県内に主たる事務所を有することが確実である団体であること。ただし、４に規定する「グループによる応募」の場合にあっては、グループの代表を含む過半数以上の団体が県内に主たる事務所を有する団体であること。

２　提出書類

（１）指定管理者指定申請書（別紙様式１、１－２）

（２）青森県立三沢航空科学館の管理に係る事業計画書（別紙様式２）

（３）応募資格を有していることを証する書類

Ⅳの１応募資格の見出し符号	区分	提出書類
Ⅳの１の（１）	法人の場合	定款、寄附行為
		登記事項証明書
	地方自治法第２６０条の２第１項に規定する地縁による団体の場合	地方自治法第２６０条の２第１２項の証明書
		代表者の住民票の写し
	法人でない場合	定款、寄附行為、規約その他これらに類するもの
		代表者又は管理人の住民票の写し
Ⅳの１の（２）のア、イ、ウ、エ、オ、カ	全ての団体	Ⅳの１の（２）のア、イ、ウ、エ、オ、カに該当しない旨の申立書
Ⅳの１の（２）のキ	納税義務がある場合	納税証明書
	納税義務がない場合	納税義務がない旨を記載した申立書
Ⅳの１の（３）	全ての団体	類似施設における業務実績を記載した書類

（４）団体の経営の状況を示す書類

ア　貸借対照表及び損益計算書又はこれらに準ずる書類（直近３か年分）

イ　申請日の属する年度の事業計画書及び収支予算書又はこれらに準ずる書類

（５）法人等の組織及び運営に関する事項を記載した書類（法人等の組織図や業務執行体制等がわかるもの及び就業規則又はこれらに準ずる書類）

（６）役員の名簿及び略歴を記載した書類

（７）現に指定管理者として管理を行っている施設又は指定管理者の申請を行っている施設がある場合は、当該施設の名称、所在地及び指定の期間を記載した書類

３　事業計画書の記載内容

次の項目について、青森県立三沢航空科学館の設置目的を効果的に達成し、かつ効率的に運営できることがわかる内容として提案すること。（別紙様式２「青森県立三沢航空科学館指定管理者事業計画書」参照）

事業計画書の記載項目

１　公の施設としての青森県立三沢航空科学館の設置目的を踏まえた管理運営の基本方針
１－１　施設の管理運営方針
１－２　平等な利用を図るための具体的方策
２　利用者増加のための計画
２－１　利用者増加のため基本方針
２－２－１　広報計画
２－２－２　その他利用者増加のための具体的方策
３　利用者サービスの向上のための計画
３－１　利用者サービスの向上のための基本方針
３－２－１　利用者サービス向上のための具体的方策
３－２－２　青少年の利用促進のための具体的方策
３－３　利用者ニーズの把握と苦情処理
３－３－１　利用者ニーズの把握の方法
３－３－２　苦情処理の方法と体制
３－４　開館時間及び休館日
３－４－１　開館時間及び休館日の設定方針
３－４－２　開館時間
３－４－３　休館日
３－４－４　臨時の開館日、休館日の予定
４　施設、設備等の維持管理業務計画
４－１　施設、設備等の維持管理の基本方針
４－２　利用者の安全対策
４－２－１　通常時の対策と実施体制
４－２－２　災害・事故時の対策と実施体制
４－２－３　使用の制限を行う場合の対策と実施体制
４－３　維持管理業務総括表
４－４　各種維持管理業務計画
４－５　必要物品の配備計画
４－５－１　新規調達物品

４－５－２　リース物件や役務関係契約その他の継続的取扱い

５　事業収支計画
５－１　指定管理事業に係る事業収支改善のための基本方針
５－２　指定管理事業収支総括表
５－３　使用料金
５－３－１　使用料金設定の基本的考え方
５－３－２　通常の使用料金（入館料）
５－３－３　イベントにかかる特別の使用料金（入館料）
５－３－４　使用料金（入館料）の減免
５－４　使用料金収入
５－５　使用料金以外の収入

６　各種事業計画
６－１　施設を活用した事業の構成についての基本方針
６－２　事業総括表
６－２－１　指定管理事業総括表
６－２－２　自主事業総括表
６－３　指定管理事業実施計画
６－４　自主事業実施計画

７　組織人員
７－１　組織体制
７－２　人員配置計画
７－２－１　組織別配置数
７－２－２　総括管理責任者（館長相当職）予定者
７－３　必要な資格者の配置計画
７－４　職員の採用の考え方
７－５　職員の接遇及び能力向上のための人材育成の方針と研修等対策

８　財務
８－１　団体の財務状況
８－２　指定管理業務に関する経理、出納、会計処理の方法及び監査体制
８－２－１　経理、出納、会計処理の方法
８－２－２　監査体制

９　個人情報の適正な取扱いの確保及び関連する法令、制度の遵守
９－１　個人情報の適正な取扱いの確保対策
９－１－１　情報管理体制

９－１－２　職員の教育
９－１－３　個人情報漏えい等の防止策
９－２　関連する法令、制度の遵守のための対策
９－２－１　法令、制度の遵守のための管理体制
９－２－２　職員の教育

１０　団体における類似施設の運営又は類似業務の受託実績

１１　外部委託先や取引先の選考における基本方針

１２　青森県立三沢航空科学館が立地する大空ひろばの管理運営との協力連携
１２―１　三沢市との協力連携の基本方針
１２－２　大空ひろばの管理運営との協力連携の基本方針と対応

１３　その他付帯業務における留意事項
１３－１　環境対策・省エネルギー対策
１３－２　その他付帯業務における留意事項

※「５　事業収支計画」について

指定期間全体に係る委託料の金額については、次の基準額を上限とする範囲内で提案すること。なお、この基準額を超える提案は、資格審査で失格となるので十分留意すること。

基準額 217,309 千円／年平均（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

４　グループによる応募

（１）複数の法人等が、それぞれの得意分野を活かして施設の管理に参加するため、グループを構成して応募（以下「グループ応募」という。）することも可能であるが、グループ応募の場合は代表団体を定めて応募すること。

（２）グループ応募の場合、提出書類については、全ての構成員に係るものとして提出すること。

（３）単独で応募した法人等は、同一の指定管理者の募集に対してグループ応募の構成員となることはできない。また、同一の指定管理者の募集に対し、複数のグループにおいて同時に構成員となることもできない。

（４）グループ応募の構成員のうちに応募資格を満たさない者がある場合は、指定を受けることができない。

５　基礎資料の提供

航空科学館の指定管理者に応募を予定する者のうち、次の①～⑦に関する基礎資料の送付を希望する者は、「ア団体名　イ団体の代表者（役職、氏名）　ウ団体の主たる事務所の所在地　エ団体の連絡先（電話、FAX、電子メールアドレス）　オ申請

担当者（役職、氏名、電話、FAX、電子メールアドレス)」を、下記９の連絡先に、令和７年８月１９日（火）までに電子メールで提出し、提出後電話で到着確認を行うこと。電子メール到着後、３日以内（ただし、県の休日を除く）にデータを電子メールで送付する。

（提供する基礎資料）

①航空科学館ガイドブック

②航空科学館管理運営マニュアル

③青森県立三沢航空科学館報（令和５年度）

④航空科学館収支総括表（令和６年度）

⑤航空科学館利用者及び入館料実績資料

⑥航空科学館維持管理業務関係契約仕様書等の写し

⑦青森県立三沢航空科学館備品一覧表

６　現地説明会の実施

現地において募集に係る説明会を開催するので、参加希望者は令和７年６月３０日（月）１７時１５分までに下記９の連絡先に電話等で申し出ること。なお、電子メールによる場合は電話で到着確認を行うこと。

（１）開催日時　令和７年７月１８日（金）１３時００分～１５時００分

（２）開催場所　青森県立三沢航空科学館（三沢市大字三沢字北山１５８）

７　質問事項の受付

（１）質問方法　８月１日（金）１７時１５分までに質問書（様式は自由）に記入のうえ、下記９の連絡先に電子メールで提出すること。なお、提出後、電話で到着確認を行うこと。

（２）回答方法　令和７年８月６日（水）に県ホームページにおいて公表する。

（https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kanko/kanko/index.html）

８　申請書等の提出

（１）提出期間　令和７年８月８日（金）から令和７年８月２２日（金）までの間の、８時３０分から１７時１５分までの間（ただし、県の休日を除く。）

（２）提出方法　下記９の提出先まで持参又は郵送すること。

なお、郵送の場合は令和７年８月２２日（金）１７時１５分必着とし、電話で到着確認を行うこと。

（３）提出部数　正本１部、副本２部を提出すること。

９　連絡先及び申請書提出先

青森市長島一丁目１－１　青森県庁西棟４階

青森県観光交流推進部観光政策課　観光地域づくり推進グループ

電話：017-734-9400、E-mail：kanko@pref.aomori.lg.jp

１０　留意事項

（１）県が必要と認める場合は追加資料を求めることがある。

（２）提出された書類は、理由の如何を問わず返却しない。

（３）申請に係る経費は、すべて申請者の負担とする。

（４）県の業務上の必要により、応募の事実に係る情報を県の機関において利用する場合がある。

Ｖ　指定管理者の候補者の選定

１　選定方法

（１）青森県立三沢航空科学館指定管理者審査委員会において、下記の選定基準に基づき書類審査及びヒアリングによる審査を行う。

（２）ヒアリングの実施日時等は、別途通知する（令和７年９月上旬～中旬実施予定）。

（３）審査の結果は９月下旬頃に書面で通知する。

（４）県は第１順位の申請者と細目事項について協議を行い、適正と認められた場合は指定管理者の候補者に決定する。なお、第１順位の者が適正と認められないときは、次順位の者を第１順位とし、同様に協議を行う場合がある。

２　選定基準

選定基準	配点
（１）県民の平等な利用が確保されること。 ・施設の設置目的及び県が示した管理の方針 ・平等な利用を図るための具体的方策及び期待される効果	10
（２）施設の効用を最大限に発揮すること。 ・利用者の増加を図るための具体的方策及び期待される効果 ・サービスの向上を図るための具体的方策及び期待される効果 ・施設の維持管理の内容、適格性及び実現の可能性	20
（３）事業収支の改善 ・収支見込みの適切さ	25
（４）施設の管理を適正かつ安定して行う能力を有していること。 ・各種事業計画の内容及び実現の可能性 ・安定的な運営が可能となる人的能力 ・安定的な運営が可能となる経理的基盤 ・個人情報の適正な取扱いの確保、法令等の遵守 ・類似施設の運営や業務受託の実績	25
（５）県内の産業・雇用への配慮 ・県内の産業振興、県内からの雇用の確保に配慮されている	10
（６）大空ひろばとの協力連携 ・航空科学館が立地する大空ひろばとの協力連携を図るよう配慮されている	10

３　基準額

事業計画書における指定管理料（年度平均額）は、次の基準額以内とする。当該基準額を超える提案は失格とする。

基準額　　217,309 千円／年平均（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

※基準額・・・指定管理応募者が提案する指定管理料の上限額

基準額の算定＝［支出見込み］－［収入見込み］

＝［(支出額実績平均）＋（維持修繕費）＋（展示保守費)］

－［(常設展収入）＋（特別展収入）＋（その他収入)］

４　選定審査対象からの除外

申請者が次の要件のいずれかに該当した場合は、当該申請を選定審査の対象から除外する。

（１）選定審査に関する不当な要求等を申し入れた場合

（２）提出書類に虚偽又は不正があった場合

（３）この要項に違反又は著しく逸脱した場合

（４）提出書類の提出期限を経過してから提出書類が提出された場合

（５）本募集について複数の申請を行い又は複数の事業計画書を提出した場合

（６）提出書類の提出後に事業計画書の内容を大幅に変更した場合

（７）その他不正行為があった場合

５　選定結果の公表

選定結果は、指定管理者の候補者名及び選定理由並びに選定基準に基づいた各申請者（候補者以外の申請者名は匿名）の得点、順位を県のホームページで公表する。

Ⅵ　指定管理者の指定及び協定の締結

１　指定管理者の指定

指定管理者の候補者は、令和７年１１月定例会（予定）の議決を経て、指定管理者に指定される。

２　協定の締結

業務内容に関する細目的事項、県が支払う委託料に関する事項、管理の基準等に関する細目的事項等については、指定管理者と県との間で協定を締結する。

なお、協定は指定期間を通じての基本的な事項を定めた「基本協定」と、年度ごとの事業実施に係る事項を定めた「年度協定」を締結する。

３　その他

指定管理者が、協定の締結までに次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、県は指定を取り消し、協定を締結しないことができる。

（１）募集要項に定めた応募資格に掲げる要件を欠くこととなったとき。

（２）指定管理者の経営状況の急激な悪化等により、事業の履行が確実でないと認められるとき。

（３）著しく社会的な信用を損なう等により、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。

様式１

指定管理者指定申請書

年　　月　　日

青森県知事　殿

申請者　　主たる事務所の所在地

団体の名称

代表者の氏名

青森県立三沢航空科学館に係る指定管理者の指定を受けたいので申請します。

様式１－２

グループ構成員表

１　グループ名

２　構成員等

（代表となる団体）主たる事務所の所在地

団体の名称

代表者の氏名

（構成員）主たる事務所の所在地

団体の名称

代表者の氏名

（構成員）主たる事務所の所在地

団体の名称

代表者の氏名

（構成員）主たる事務所の所在地

団体の名称

代表者の氏名

※グループによる申請を行う場合のみ提出すること。

様式２

青森県立三沢航空科学館指定管理者事業計画書

提出年月日

法人名等

１　公の施設としての青森県立三沢航空科学館の設置目的を踏まえた管理運営の基本方針

２　利用者増加のための計画

３　利用者サービスの向上のための計画

４　施設、設備等の維持管理業務計画

５　事業収支計画

６　各種事業計画

７　組織人員

８　財務

９　個人情報の適正な取扱いの確保及び関連する法令、制度の遵守

１０　団体における類似施設の運営又は類似業務の受託実績

１１　外部委託先や取引先の選考における基本方針

１２　青森県立三沢航空科学館が立地する大空ひろばの管理運営との協力連携

１３　その他付帯業務における留意事項

※　用紙サイズは日本工業規格Ａ４版とし、ページ数の制限はありません。
※　必要に応じ、参考となる資料を添付してください。